

【注意喚起】ファイル共有ソフトを使用した著作権等の侵害について

平素は弊社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

最近、著作権者から当社に対して、ファイル共有ソフトを使用した著作権侵害の発信者情報開示請求が多く届いております。

著作権の侵害は著作権者等から損害賠償を請求されることや、刑事罰に問われることもあります。

インターネットをご利用のお客様におかれましては、ファイル共有ソフトの危険性について十分ご理解いただいた上で、著作権を侵害する行為をしないようご注意ください。

参考

独立行政法人国民生活センター

「まさか自分が著作権侵害?! -ファイル共有ソフトの安易な使用には危険がいっぱい! -」

外部サイト（国民生活センター）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907_1.html